

【MEA 未満への降下ってできるの！】

1. 管制方式基準改正

2022年10月の管制方式基準改正により、(II) 計器飛行管制方式 1 管制承認等 (8) 【高度の指定】 (b) 項に、「レーダー業務を適用している到着機に対しては、当該機の位置又は飛行経路に適用される最低誘導高度以上の高度を指定することができる。」とのただし書きが追加されました。

【高度の指定】 (赤字は追加部分)

- (8) 航空機に対して、高度を指定する場合は、原則として以下の方法により行うものとする。
- 管轄セクター又はターミナル管制所の管轄区域内に適用される次の高度を指定するものとする。
 - 当該機の飛行経路に係る最低経路高度、最低通過高度及び最低受信可能高度(以下「最低経路高度等」という。)以上の高度を指定するものとする。
 - 最低経路高度等が公示されていない経路にあっては、当該機の飛行経路の両側5海里の範囲内の最も高い地形又は障害物の上端から2,000フィート以上の高度を指定するものとする。
ただし、レーダー業務を適用している到着機に対しては、当該機の位置又は飛行経路に適用される最低誘導高度以上の高度を指定することができる。
 - レーダー業務が提供されている空域において出発機に対し(a)又は(b)の高度を指定できない場合は、当該機の位置又は飛行経路に適用される最低誘導高度以上の高度を一時的に指定することができる。**ただし、レーダー誘導を伴わない場合は、速やかに(a)又は(b)の高度を指定する。**

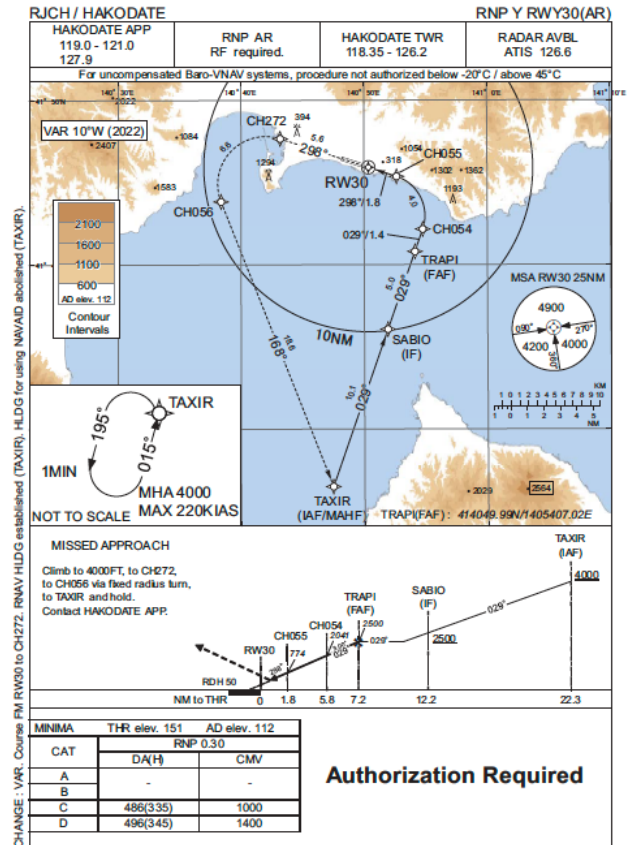
改正前は、公示されていない経路を飛行する航空機には、「障害物+2,000ft」以上の高度が指定されていました。

改正後は、レーダー業務が適用されている場合、到着機に対して管制承認の変更 (Recleared direct) によりフィクスへ直行する場合には、MVA以上の高度が適用可能になりました。

つまり、管制官から指定される高度は「障害物+2,000ft」に加えて、改正後はMVAも適用できるようになりました。

2. MVA を適用した例

函館空港周辺のRNAV経路Y113上のTAXIRまでのMEAは 6,000ftですが、TAXIRへの直行が承認された到着機にはMVA以上の高度が適用できるため、計器進入の開始高度4,000ftが指示されます。



3. 改正の正確な理解とパイロットが留意すべきポイント

今回の改正は、公示されていない経路を飛行し、かつレーダー業務が適用されている到着機が対象です。

到着機にMEAが適用されている場合で、かつMEA未満に降下したい場合は、フィクスへの直行と降下のリクエストを同時に行うことがスマートでしょう。

そのため、パイロットはMEAまたはMVAのいずれが適用されているのかを明確に認識しておく必要があります。

この「ATC再発見 **Radio Telephony Meeting**」は、JAPAATS 委員会とATCAJ 技術委員会が参加している R/T Meeting で討議されたテーマを共有して、「安全で効率の良い運航と航空管制」のために発行しています。